

岩手県告示第230号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 平成29年東北地方整備局告示第54号一戸都市計画道路事業3・4・1号上野西法寺線
- 2 施行者の名称 岩手県
- 3 事務所の所在地 盛岡市
- 4 事業地の所在 二戸郡一戸町高善寺字野田、字蒼前久保及び字大川鉢地内